

第7次深谷市障害者プラン策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

第7次深谷市障害者プランの策定にあたり、民間事業者の持つ豊富な経験と専門的な知識や技術を活用するため、策定支援業務を委託するものである。

2. 業務委託概要

(1) 業務名

第7次深谷市障害者プラン策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「第7次深谷市障害者プラン策定支援業務委託仕様書」のとおりとする。ただし、本業務の契約締結に係る仕様書は、提案者の提案内容を受けて変更することがある。

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

3. 見積限度額

本業務の限度額は、9,400,000円（消費税を含む）までとし、見積書を提出する際は限度額を超えてはならない。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 受託候補者選定のスケジュール

実施内容	実施期間
ホームページへの公告	令和7年12月15日（月）
参加申込書の受付期間	令和7年12月15日（月）から 令和8年 1月 9日（金）まで
参加資格確認通知の送付	令和8年 1月15日（木）
提案に関する質問の受付期間	令和8年 1月19日（月）から 令和8年 1月28日（水）まで
企画提案書の受付期間	令和8年 1月19日（月）から 令和8年 2月 6日（金）まで
提案に関する質問の回答	令和8年 2月 2日（月）
プレゼンテーション実施	令和8年 2月16日（月）
受託候補者の選定・公表	令和8年 3月 初旬頃

6. 参加資格

本提案に参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 深谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿若しくは深谷市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は入札参加資格審査と同様の資格審査を受け適格と認められる者であること。

- (3) 深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱及び深谷市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく、入札停止又は入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団等及びそれらに利益のある団体等でない者であること。

7. 参加申込手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加する者は、次の書類を事務局に提出すること。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 法人概要調書（様式2）
- ③ 履歴事項全部証明書
- ④ 定款、規約又はこれらに準ずる書類
- ⑤ 法人の財務諸表（直近のもの）
- ⑥ 役員の氏名、住所等一覧（任意様式）
- ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（「その3」又は「その3の3」）
- ⑧ 法人市民税の納税証明書（深谷市内に事業所がある場合）

なお、③、⑦及び⑧は、提出日前3か月以内に発行されたものであること。

(2) 受付期間

令和7年12月15日（月）午前9時から令和8年1月9日（金）午後5時まで

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、事前に事務局に連絡すること。郵送の場合は受付期間内に必着とする。

(5) 参加者の決定

提出書類により参加資格の確認を行い、参加資格確認通知書を令和8年1月15日（木）に電子メールで送付する。

8. 企画提案書に関する質問の受付及び回答

企画提案書の提出に関する質問がある場合は、次のとおり質問すること。ただし、評価及び審査に係る内容など、本業務の実施に必要ないと判断する質問には回答しない。

(1) 受付期間

令和8年1月19日（月）午前9時から1月28日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式5）を電子メールで事務局へ提出すること。電子メールの件名は、「第7次深谷

市障害者プラン策定支援業務委託に関する質問」とすること。なお、電子メールの送信後、電子メールの到達確認を事務局へ電話で行うこと。

(3) 回答日及び回答方法

令和8年2月2日（月）に深谷市ホームページに掲載する。

9. 企画提案書の作成方法

参加資格確認通知書により参加を認められた場合は、企画提案書を提出すること。企画提案は1者1提案とし、原則A4判で作成すること（ただし、やむを得ずA3判を用いる場合は、A4サイズに折り畳み綴じ込むこと）。以下の（1）提案書類の内容及び部数に記載されている順にまとめたものを、2穴綴じ又は紐綴じ等簡易な綴じ方で作成すること。

(1) 提出書類の内容及び部数

企画提案提出書（様式3）1部と企画提案書10部（正本1部、副本9部）を提出するものとする（ただし、計画見本は1部でも可）。正本1部は、商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印したもの、副本9部は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名を記入していないものとする。

- 企画提案書（業務工程がわかるもの、業務実施体制を含む）
- 計画見本（他自治体で策定済の障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画、概要版）
- 業務実績等調書（様式4）
- 見積書及び見積内訳書（任意様式。見積の内訳を可能な限り詳細に記載すること。なお、正本は商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印したものを提出すること）

(2) 受付期間：令和8年1月19日（月）午前9時から2月6日（金）午後5時まで（持参又は郵送）

- *持参の場合は、事前に事務局へ連絡すること（土曜、日曜、祝日を除く）。
- *郵送の場合は受付期間内に必着すること。
- *期限に遅れた場合は、原則的に受理しない。
- *提出書類に不備がある場合は、無効となるので注意すること。また、提案受付期間終了後の書類の再提出及び差替え、並びにヒアリング審査時の追加資料の提出及び提示等は認めない。

(3) 提出先：深谷市福祉健康部障害福祉課

10. 審査方法

受託者の選考にあたっては、企画提案内容を公平かつ客観的に審査し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考する。

(1) 審査の方法

- 提出された企画提案書をもとに、提案者から20分以内でプレゼンテーションを受け、その後、深谷市からのヒアリングを実施する。
- プレゼンテーションにあたっては、企画提案書において示した主たる担当者が必ず出席し、原則として当該主たる担当者が、提案内容説明と質疑への回答を行うものとする。なお、出席人数は3人以内とする。
- プレゼンテーションに必要な資機材については、原則として参加者側で用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは事務局が準備するものを利用することができる。その場合は、事前に事務局に連絡すること。
- 提出した企画提案書に記載されている内容に限り、プロジェクターで図表等を拡大し説明することは可能とする。
- 深谷市第7次障害者プラン策定支援業務委託プロポーザル審査委員会において、提出さ

れた企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリング内容を、次の評価項目により総合的に評価し、順位を決定する。最高得点業者を本業務に適した候補者として選定し、第2得点者は次点候補者とする。

審査項目	審査の視点
企画提案内容	深谷市の特性、地域課題を十分に把握・分析した提案内容であるか。
	現行計画の評価手法について、次期計画につながる効果的な提案か。
	国・県の動向（法改正等）や指針を踏まえた内容で提案されているか。
	アンケート調査等の実施・回収・結果収集・分析など、方針や手法は妥当か。
	業務の目的を達成するための実施手順や取組み方法、及び日程の現実性、効率性は妥当であるか。
	企画提案内容が説得力や独創性があり、実現性を担保できる内容か。
見積価格	計画書の構成について、わかりやすい紙面構成の提案か。
業務実施体制	業務実施にあたって十分な人員配置及び組織体制が提案されているか。
	委員会等の運営に際し、支援体制や提案内容は適切か。
	市の要請や協議に対して、迅速かつ柔軟な対応ができる体制がとられているか。
	同種又は類似業務の受注、及び管理監督者・実務管理者の実績は十分か。
	積極的に取り組む意欲が感じられるか。質問に対する回答は的確か。

（2）プレゼンテーションの期日

令和8年2月16日（月）を予定している。なお、各提案者のプレゼンテーションの開始時間等の詳細については、個別に通知する。

1.1. 審査結果

令和8年3月初旬頃に、全提案者に対して文書で通知するとともに深谷市ホームページで公表する。なお、深谷市ホームページに公表する内容は、受託候補者及び次点の候補者の名称、合計点とする。

1.2. 契約締結

提案内容に基づき、受託候補者と協議のうえ当該業務の仕様書を作成し、提案書により提示された見積価格の範囲内で見積書を徴取のうえ、随意契約の方法により契約を締結するものとする。なお、協議が整わない場合は、次点の受託候補者と契約に向けた協議を行うものとする。

1.3. 提出書類の取り扱い

提出された企画提案書等は返却しない。提出された企画提案書等は、深谷市がプロポーザル方式の実施のため使用し、また複製等をすることができる。ただし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。

1.4. その他

- ① 業務遂行にあたっては、計画策定の事務局である深谷市福祉健康部障害福祉課等との連絡調

整を図るとともに、国・埼玉県等により示される計画策定指針等を十分に踏まえるよう配慮する。

② 提案のための費用は、企画提案者の負担とする。

③ 本業務の手続において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

本業務の受託者は、業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。業務の一部（主要部分を除く）を第三者に再委託する場合は、事前に再委託する業務及び再委託先等を本市に書面で提出し、承認を受けること。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託事業者が負うこと。

④ 提出書類等の著作権は提案者に属するが、深谷市情報公開条例（平成18年条例第13号）の規定により情報公開請求があった場合は、提出書類等を公開する場合がある。

⑤ 企画提案書は本プロポーザルのために使用するものとし、深谷市に無断でその他の目的に使用しないこと。

⑥ 参加資格等に虚偽があった場合は、その時点で参加資格を取消し、その後の手続に参加することができなくなる。

⑦ 参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、本業務におけるその後の手続に参加することができなくなる場合がある。

⑧ 優先交渉権者通知後において、資格要件を満たさなくなった場合は、契約交渉権が取り消される場合がある。

⑨ 参加申込書、企画提案書を取り下げる場合や契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

15. 問合せ先（事務局）

深谷市 福祉健康部 障害福祉課 紹介係（担当：茂木・菊池・田母神）

〒366-8501 深谷市仲町11-1

TEL：048-571-1011（直通）

FAX：048-574-6667

E-Mail：syougai@city.fukaya.saitama.jp